

仕 様 書

1 件名

平成 30 年度パリ市における観光 P R に伴う運營業務委託

2 委託期間

契約締結日の翌日から平成 31 年 3 月 31 日まで

3 事業目的

フランス・パリ市は欧州の中でも有数の観光市場でありかつトレンドの発信地としても有力な都市である。パリ市からより多くの旅行者を獲得していくためには、東京としてより一層強い観光の魅力の発信が必要である。

そこで、パリ市内の広告媒体を活用し、東京の観光の魅力を紹介する広告を掲出することで、広く一般市民に向けた東京の観光 P R を実施し、旅行者誘致を図る。

4 委託内容

(1) 全般について

ア 受託者は、パリ市における観光 P R のため次の事業を実施すること。

(ア)パリ市内における東京の広告掲出

(イ)広告掲出に関する媒体の提案・調整業務

(ウ) (ア) (イ) に関する報告

イ スケジュール等を明らかにした事業計画書を作成し、公益財団法人東京観光財団（以下、「TCVB」という。）の承認を得ること。

ウ 業務の詳細について TCVB と協議の上決定し、進捗状況を綿密に TCVB に報告すること。

エ 事業完了後、速やかに報告書を作成し TCVB に提出すること。

オ 受託者は、本事業の目的に基づきパリ市の一般市民に対して、旅行目的地としての東京の魅力が的確に伝わるよう事業を遅滞なく実施すること。

カ 実施にあたっては、事前にパリ市の広告媒体及び広告掲出施設について掲出場所、広告のサイズ、数量、掲出方法、掲出スケジュール等の広告掲出に必要な項目を確認したうえで行うこと。

キ 東京都はパリにおいて、旅行者誘致のセールス拠点として東京観光レップを設置している。受託者は必要に応じて東京観光レップと情報共有を行うこと。

ク 東京のブランディング戦略の観点から、東京都が指定するクリエイティブディレクターが全体に渡って監修・確認を行う。受託者はクリエイティブディレクターと連携し進めること。

(2) パリ市内における東京の広告掲出

ア 広告素材・媒体提案

(ア) 受託後 TCVB より提供する画像等の広告素材を各広告媒体に合わせてレイアウトやリサイズ等の調整を行い、効果的と思われる広告媒体を提案し、掲出すること。広告掲載に伴う広告の印刷、広告掲出作業及びそれに伴う費用、広告媒体の購入費用も見積に含めること。

(イ) 広告掲出は 10 月下旬に行うこと。なお、下記の期間は掲出必須とする。

①掲出必須時期：2018 年 10 月 31 日(水)～11 月 4 日(日)

イ 事前確認

掲出予定の広告媒体、広告掲出施設を事前に確認し、写真等を用いて報告すること。

ウ 入稿データ確認及び入稿

入稿前に TCVB に内容確認を行い、その承認を受けた上で各媒体が定める入稿期限までに入稿作業を行うこと。なお、入稿した最終広告データは PDF で提出すること。

エ 掲出確認

広告媒体及び広告掲出施設において、広告掲出の確認を行うこと。また、期間中にパネルなどの広告の破損・汚損等があった場合は、速やかに修復対応を講じること。

(3) 広告掲出に関する調整業務

事業の実施にあたっては、TCVB、各広告媒体及び広告掲出施設等の関係者、東京観光レップと連絡・調整を行うこと。

(4) 広告掲出内容の報告

掲出した広告について現場の写真を撮影し、掲出媒体、掲出箇所等の内容を報告書にまとめ TCVB へ提出すること。

5 契約代金の支払い

契約代金の支払いについては、委託完了後に一括で行う。

(1) 業務完了届

別紙 1 参照のこと。

(2) 実施報告書（4 部）

A4 版縦、横書きカラー、MS ワード

※目次、体裁等は TCVB と協議のうえ決定する。

※エクセル、パワーポイント等を使用する場合には別紙として添付すること。

6 第三者委託の禁止

本委託事業は、原則として第三者に委託させてはならない。ただし、事前に文書により、TCVB と協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

7 作成物に関する権利の帰属

(1) 本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。

(2) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、全て TCVB に帰属する。

(3) 本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張せず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。ただし、TCVB が本件制作物を再編集などの改変を加えて利用する場合、TCVB は事前に受託者に通告し、承認を得るものとする。

(4) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ TCVB に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と

責任は、全て受託者が負うこと。

- (5) 上記(1)(2)(3)(4)の規定は、「7 第三者委託の禁止」により第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (6) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定する。

8 委託事項の遵守・守秘義務

- (1) 受託者は、本契約業務の実施に当たって、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (2) 受託者は、本契約の履行により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。

9 個人情報の保護

別紙2「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。

10 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度、TCVB と別途協議の上、処理すること。